

## 第6回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議次第

日時 令和5年12月20日(水)

午後7時00分から

場所 天津小湊支所3階会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 議事

(1) 鴨川地区小学校・認定こども園の適正規模の検討

① 小学校及び認定こども園の現状

② 小学校の適正規模

③ 小学校及び認定こども園の適正配置

(2) その他

4 閉会

### 1-1 小学校の現状

学校名	鴨川小学校	西条小学校	田原小学校	東条小学校
<b>(1) 施設状況</b>				
①校舎	S44年5月建築1,241㎡ H10度老朽施設改修・耐震補強 耐震性能(Is値)0.74	S51年3月建築1,967㎡ H27度大規模改造 耐震性能(Is値)0.74	S53年11月建築1,874㎡ 耐震性能(Is値)0.83	S45年6月建築2,629㎡ H21度大規模改造(老朽)・地震補強 耐震性能(Is値)0.76
	S44年7月建築2,224㎡ H10度老朽施設改修・耐震補強 耐震性能(Is値)0.74			S55年10月建築1,003㎡ H21度大規模改造(老朽) 耐震性能(Is値)0.81
	S44年7月建築672㎡ H10度老朽施設改修・耐震補強 耐震性能(Is値)0.76			
②体育館	S55年3月建築1,178㎡ 耐震性能(Is値)1.33	S54年2月建築736㎡ R元度大規模改造(老朽) 耐震性能(Is値)0.94	S56年2月建築775㎡ H27度大規模改造 耐震性能(Is値)0.75	H13年3月建築994㎡ 新基準
③敷地面積 (建物敷地) (運動場)	14,835㎡ 7,662㎡ 7,173㎡	10,281㎡ 3,631㎡ 6,650㎡	12,273㎡ 3,255㎡ 9,018㎡	15,726㎡ 7,767㎡ 7,959㎡
	④地理的条件	海拔3.1m	海拔35.3m	海拔25.4m
⑤防災マップ	津波浸水想定区域 (10mの津波) 加茂川浸水想定区域 (0.5m~3.0m未満)	なし	なし	なし
<b>(2) 児童数</b>				
①R5度実数	208人	131人	78人	328人
②R11度見込	155人	116人	63人	321人
③R15度推計	140人	100人	47人	310人
④R35度推計	94人	106人	34人	283人
<b>(3) 学級数</b>				
①R5度実数	普通学級8学級(1~4年各1学級、5・6年各2学級) 特別支援学級4学級	普通学級6学級(全学年各1学級) 特別支援学級3学級	普通学級6学級(全学年各1学級) 特別支援学級2学級	普通学級13学級(3年3学級、その他の学年各2学級) 特別支援学級4学級
②R11度見込	普通学級6学級(全学年各1学級) 特別支援学級4学級	普通学級6学級(全学年各1学級) 特別支援学級3学級	普通学級6学級(全学年各1学級) 特別支援学級2学級	普通学級12学級(全学年各2学級) 特別支援学級4学級
<b>(4) 学童保育</b>				
①施設名称	鴨川学童ゆう・遊クラブ	田原・西条学童クラブ	田原・西条学童クラブ	学童クラブOURS
②運営体制	鴨川市社会福祉協議会	鴨川市社会福祉協議会	鴨川市社会福祉協議会	認定こども園OURS
③実施場所	鴨川小学校校舎	福祉センター	福祉センター	旧東条幼稚園舎

### 1-2 認定こども園の現状

園名	鴨川認定こども園	西条認定こども園	田原認定こども園	認定こども園OURS
<b>(1) 施設状況</b>				
①園舎	(旧保育園舎) S46年5月建築1,060㎡ (旧幼稚園舎) H3年2月建築698㎡	H3年3月建築394㎡ H20年2月建築451㎡	(旧保育園舎) S58年3月建築396㎡ (旧幼稚園舎) H6年3月建築359㎡	H28年3月建築3,510㎡
②敷地面積 (建物敷地) (園庭)	(旧保育園)1,741㎡ (旧幼稚園)1,375㎡ (旧保育園)1,241㎡ (旧幼稚園)473㎡ (旧保育園)500㎡ (旧幼稚園)902㎡	2,926㎡ 2,151㎡ 775㎡	(旧保育園)1,602㎡ (旧幼稚園)1,414㎡ (旧保育園)797㎡ (旧幼稚園)1,014㎡ (旧保育園)805㎡ (旧幼稚園)400㎡	5,832㎡ 4,604㎡ 1,228㎡
	③地理的条件	海拔3.5m(旧幼稚園)	海拔26.4m	海拔25.8m(旧幼稚園)
④防災マップ	津波浸水想定区域 (10mの津波) 加茂川浸水想定区域 (0.5m~3.0m未満)	土砂災害警戒区域(一部)	なし	なし
⑤施設形態	施設分離型	施設一体型	施設分離型	施設一体型
⑥設置場所	小学校に隣接	小学校と離れている	小学校に隣接	小学校に隣接
<b>(2) 園児数</b>				
R5.12.1実数	67人	79人	39人	303人

## 2 小学校の適正規模

### (1) 学級数の標準【学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

### (2) 学校規模適正化の基本的考え方【公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(平成27年1月文部科学省)1章(2)】

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

### (3) 本市の目指す学校教育

- ①学び・育ちの連続性を重視した教育の推進 「保幼小中一貫教育の推進」
- ②自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進 「確かな学力の育成」
- ③信頼される学校づくりの推進 「学校運営協議会の実施」「地域学校協働本部による取組」
- ④学校施設整備と教育機器の整備 「長寿命化や大規模改修への対応」
- ⑤安全な教育環境づくり 「通学路の安全対策」

### (4) 学校規模によるメリット・デメリット

#### ① 小規模校

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>①補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>②意見や感想を発表できる機会が多くなる。</li> <li>③様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる。</li> <li>④運動場、体育館や特別教室などが余裕をもって使える。</li> <li>⑤教材や教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。</li> <li>⑥保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。</li> <li>②社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。</li> <li>③児童の人間関係や相互評価が固定化しやすい。</li> <li>④協同的な学びの実現が困難となる。</li> <li>⑤切磋琢磨する教育環境の中で、意欲や成長が引き出されにくい。</li> <li>⑥クラブ活動やグループ分けに制約が生じる。</li> </ul>

#### ② 大規模校

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>①互いに切磋琢磨することを通じて、資質や能力を伸ばしやすい。</li> <li>②運動会などの学校行事や集団活動に活気が生じやすい。</li> <li>③クラス替えがしやすく、豊かな人間関係の構築が図られやすい。</li> <li>④学校全体で組織的な指導体制を組みやすい。</li> <li>⑤バランスのとれた教職員の配置が可能となる。</li> <li>⑥専科職員の配置によって、専門的な指導が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行事等で一人ひとりの活躍する場や機会が少なくなる。</li> <li>②異学年交流の機会が設定しにくい。</li> <li>③同学年の顔や名前を知らないなど、人間関係が希薄化する。</li> <li>④きめ細かな指導を行うことが困難で、問題行動が発生しやすい。</li> <li>⑤体育館や特別教室の利用調整が難しい。</li> <li>⑥施設一人あたり面積が狭くなり教育活動の展開に支障が生じる。</li> </ul>

【参考】

「小規模校」	「適正規模」	「準適正規模」	「大規模校」
全校6～11学級	全校12～18学級	全校19～25学級	全校25学級以上

### (5) 児童数及び学級数

#### ① 現施設の場合

学校名	A (R5度)	B (R9度見込)	C (R15度見込)	D (R35度見込)
鴨川小学校	児童数208人、学級数8学級 ⇒ 「小規模校」	児童数161人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数140人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数94人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」
西条小学校	児童数131人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数125人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数100人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数106人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」
田原小学校	児童数78人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数73人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数47人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」	児童数34人、学級数6学級 ⇒ 「小規模校」
東条小学校	児童数328人、学級数13学級 ⇒ 「適正規模」	児童数312人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」	児童数310人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」	児童数283人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」

#### ② 統合した場合

	A (R5度)	B (R9度見込)	C (R15度見込)	D (R35度見込)
東条小学校以外の3校統合		児童数359人、学級数13学級 ⇒ 「適正規模」	児童数287人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」	児童数234人、学級数12学級 ⇒ 「適正規模」
4校統合		児童数671人、学級数23学級 ⇒ 「準適正規模」	児童数597人、学級数18学級 ⇒ 「適正規模」	児童数517人、学級数18学級 ⇒ 「適正規模」

※1 C欄・D欄は学年ごとの児童数が不明のため、「全体の児童数」を「6(学年)」で除した数を「1学年あたり児童数」とした。

【計算式】 全体の児童数 ÷ 6(学年) = 1学年あたり児童数

※2 「1学年あたり児童数」を「35人(標準学級児童数)」で除して「学級数」を算出した。

【計算式】 1学年あたり児童数 ÷ 35人(標準学級児童数) = 学級数

### 3-1 小学校の適正配置

#### (1) 施設の規模

【R9度見込で想定】

3校統合	児童数は359人。 学級数は、普通学級13学級、特別支援学級7学級の合計20学級が必要となる。 校舎面積は5,244㎡、敷地面積は、建物敷地で7,500㎡、運動場で8,000㎡の合計15,500㎡が必要となる。
4校統合	児童数は671人。 学級数は、普通学級23学級、特別支援学級10学級の合計33学級が必要となる。 校舎の面積は7,545㎡、敷地面積は、建物敷地で10,000㎡、運動場で10,000㎡の合計20,000㎡が必要となる。

#### (2) 現施設活用の可能性

学校名	3校統合の場合	4校統合の場合
鴨川小学校	敷地面積は、概ね確保される。 津波浸水想定区域のため、安全面の懸念がある。	敷地面積は、5,000㎡程度不足する。(隣接する鴨川こども園敷地を含めると、2,000㎡程度の不足となる。) 津波浸水想定区域のため、安全面の懸念がある。
西条小学校	敷地面積は、5,000㎡程度不足する。 安全面の懸念はない。	敷地面積は、10,000㎡程度不足する。 安全面の懸念はない。
田原小学校	敷地面積は、3,000㎡程度不足する。(隣接する田原こども園敷地を含めると、概ね確保される。) 安全面の懸念はない。	敷地面積は、8,000㎡程度不足する。(隣接する田原こども園敷地を含めると、5,000㎡程度の不足となる。) 安全面の懸念はない。
東条小学校		敷地面積は、5,000㎡程度不足する。 安全面の懸念はない。

### 3-2 認定こども園の適正配置

#### (1) 現施設活用の可能性

	2園統合の場合	3園統合の場合
鴨川認定こども園	【旧保育園敷地】で比較 《西条との統合》 同一敷地内への設置は難しい。 《田原との統合》 同一敷地内への設置は可能である。 津波浸水想定区域のため、安全面の懸念がある。	【旧保育園敷地】で比較 敷地面積から、同一敷地内への設置は難しい。 津波浸水想定区域のため、安全面の懸念がある。
西条認定こども園	《鴨川との統合》 同一敷地内への設置は難しい。 《田原との統合》 同一敷地内への設置は難しい。 土砂災害警戒区域(一部)のため、安全面の懸念がある。	敷地面積から、同一敷地内への設置は難しい。 土砂災害警戒区域(一部)のため、安全面の懸念がある。
田原認定こども園	【旧幼稚園敷地】で比較 《鴨川との統合》 同一敷地内への設置は難しい。 《西条との統合》 同一敷地内への設置は難しい。 安全面の懸念はない。	【旧幼稚園敷地】で比較 敷地面積から、同一敷地内への設置は難しい。 安全面の懸念はない。

#### 【参考】 施設整備の考え方

鴨川市公共施設等総合管理計画では、市の保有する公共施設の面積を30,000㎡以上削減することを目標としている。  
現在、過去に実施した学校統合に伴う遊休施設を保有していることもあり、この目標を達成するためにも、新たな遊休施設を生むことのないよう配慮が必要である。  
また、子ども達にとってより良い教育環境を整備することを念頭に置き、既存施設の有効活用を図ることも検討する必要もある。